

自治体財政健全化指標の算定結果の検証

飛 田 博 史

9月30日付けで総務省より2007年度決算に基づく自治体財政健全化の算定結果が公表された。2007年6月の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「財政健全化法」と呼ぶ）の成立により5つの指標（以下「財政健全化指標」または「健全化指標」と呼ぶ）に基づく制度の概要が明らかとなり、その後、昨年末から今年初めにかけて示された政省令のなかで算定方法が具体化され、4月の法律施行によりその手始めとなる財政健全化指標の公表にいたった。

昨年来、マスコミは「あぶない自治体」はどこかと下馬評を展開し、一部の新聞社では独自の試算で占うなど高い関心を寄せてきたが、今回の算定結果の公表にともない、改めて基準を超えた市町村名を列挙し、なかには「財政不健全」を強調する記事すらみられる⁽¹⁾。

しかし、関心を向けるべき点は単純な基準超過の有無よりも、財政健全化法とその指標の含意、これを踏まえた上で自治体ごとの算定内容を詳細に検証し、算定結果がその財政構造をどのように捉えているかということである。

本稿では財政健全化法の特徴と問題点を明らかにした上で、2007年度決算に基づく財政健全化指標の算定結果（速報値）を検証し、財政健全化制度の「健全」という意味を問う。

1. 財政健全化指標の概要

財政健全化指標は財政健全化法により初めて名称が法定されたものであり⁽²⁾、一般会計の赤字規模を表す実質赤字比率、一般会計と公営企業等の連結会計による赤字規模を表す連結実質赤字比率、一般会計および公営企業、一部事務組合等に対する一般会計の実質的な公債費負担の規模を表す実質公債費比率、地方公社や第3セクターなども含めた自治体にかかわる将来の債務負担の規模を表す将来負担比率。公営企業会計の不良債務の規模

を表す資金不足比率で構成される。

算定方法の詳細は2007年度6月の法律制定後、各自治体からの意見を踏まえつつ政省令、規則、その他関連通知を通じて順次整備されてきた。個々の詳しい制度の解説についてはすでに雑誌、書籍などで紹介されているのでこれらを参照されたいが、主に算定にかかる以下のような特徴がみられる。

(1) 財政健全化指標の算定様式

財政健全化指標の算定にあたっては、総務省から配布されるマイクロソフト社の表計算ソフト「エクセル」の算定様式に各自治体のデータを入力するようになっている。筆者が入手した限りでは、①健全化判断指標に関する算定様式、②資金不足比率等に関する算定様式、③実質公債費比率の状況、④附表（元金償還金に充てたと認められる繰入金額等）、⑤附表（損失補償債務等にかかる一般会計等負担見込額）、⑥基準財政需要額算入見込額の6つのデータファイルから構成される。

入力に際しては基礎データの入力は自動計算となっており、算定式を改ざんできないようシート保護がかけられており、自治体担当者にとっては各指標の複雑な算定式をあまり意識させない設計となっている。

(2) 一般会計、特別会計の会計区分を前提とする指標算定

（財政健全化法第2条第1項、同施行令第2条、同規則第1条、地方財政法第5条の4第1項、同施行令第8条）

公債費比率や経常収支比率といった財政指標は「普通会計」と「公営事業会計」からなる決算統計の区分にしたがって算出されているが、財政健全化法ではこうした区分によらず、基本的に地方自治法第209条の会計区分に準じて「一般会計等」とそれ以外の特別会計を前提に各指標が算定される⁽³⁾。

ここでいう「一般会計等」とは一般会計及び特別会計のうち法令に列挙されたもの以外のものと定義されており（財政健全化法第2条、以下「法第*条」と呼ぶ）、一般会計等に含まれない特別会計については政省令において規定されている。

財政健全化法における一般会計等以外の特別会計と決算統計における公営事業会計をみると、健全化法における特別会計の範囲は、①地方公営企業法第2条の法適用企業（当然適用および任意適用）（法第2条のイ）、②地方財政法施行令第37条のうち非法人適用企業（法第2条のロ）、③その他（財政健全化法施行令第2条および同規則

(総務省令)第1条)にかかる各種公営企業や公営事業と規定されており、決算統計の公営企業会計の範囲とほぼ対応している。

ただし、公営企業会計において含まれる収益事業の宝くじ事業が、健全化法における一般会計等に含まれること。公営企業会計に含まれる法非適用の事業(例えば介護サービス事業など)が健全化法では一般会計等に含まれるといった違いがみられる⁽⁴⁾。

財政健全化法の施行にあわせて、地方財政法の実質収支の条文も改正された。地方財政法施行令第8条では実質収支の赤字を算定する際に会計範囲を列挙しており、これを財政健全化法第2条第1項および関連施行令・規則にあわせて改正している。

ただし、健全化法で用いられている「一般会計等」という用語は用いておらず「一般会計及び特別会計のうち次に掲げるもの以外のものに係る歳入又は歳出」という表現にとどまっている。

以上のように、現在の財政指標は既存の普通会計決算上の指標と健全化法の法定指標という2つの基準が存在することになるが、実質公債費比率が普通会計決算指標から健全化指標に移行したこと⁽⁵⁾や地方財政法が健全化法にあわせて改正されていることなどを踏まえれば、健全化法の導入は単なる新たな財政指標の導入にとどまらず、一般会計をベースとした決算統計の一本化への布石となる可能性も秘めている⁽⁶⁾。

(3) 標準財政規模への臨時財政対策債の算入(地方財政法施行令附則第11条)

標準財政規模は自治体の通常見込まれる一般財源を表すものとして、標準税収入額、地方譲与税、地方特例交付金、普通交付税などを合算したものであり、従来の決算統計における実質収支比率、実質公債費比率、起債制限比率などの算出に用いられてきた。

2004年度以降は地方財政法施行令附則第11条に基づき臨時財政対策債(以下「臨財債」と呼ぶ)が算入されるようになり、実質収支における起債制限⁽⁷⁾や実質公債費比率の算定ではこれらを分母としている。

財政健全化法では地方財政法および同附則を参照し、4指標すべての算定の分母に臨財債を含む標準財政規模が採用されている。

臨財債は地方交付税(普通交付税)の標準財政需要額からの控除相当額を赤字地方債として起債し、後年度の元利償還金は100%交付税措置(標準財政需要額への算入)されることから、地方交付税の代替財源と見なされている。しかし、近年、地方交付税総額が抑制基調にあるなかでは、たとえ償還額が標準財政需要額に算入されて

いるとはいえ、実際の一般財源として保障されているとは言い難い状況となっている。

ましてや健全化指標のうち将来負担比率のような時間軸をともなう指標において、臨財債を含む比率が100%の債務返済能力を証明しているとはいえない。

(4) 実質赤字比率（法第2条第1項の1、施行令第2条、規則第1条）

実質赤字比率の基本的な考え方は従来の決算統計の実質収支比率とほぼ同じであるが、実質赤字比率では分母の標準財政規模に臨財債を算入して算定することから、実質収支比率とは数値が大きく異なる。

実質赤字収支の算定方法は歳入歳出差引（いわゆる形式収支）から翌年度へ繰り越すべき財源として継続費、繰越明許費、事故繰越、事業繰越、支払繰延の5項目が控除される。これら繰越財源の範囲はむしろ普通会計決算の項目に合わせており、地方自治法において規定される継続費（212条）、繰越明許費（213条）、事故繰越（220条）より広い概念を採用している。このあたりは従来の決算統計の算定との連続性を考慮したものと思われる。

(5) 連結実質赤字比率（法第2条第1項の2、施行令第3～4条、規則第2～7条）

今回の制度で新たに創設された指標で、一般会計および特別会計（地方公営企業法適用企業・非法適用企業、その他公営事業会計）の連結赤字を標準財政規模で割った比率である。

連結赤字の捉え方は、法適用企業以外の特別会計は一般会計と同様に実質収支の赤字額とするが、企業会計を採用する法適用企業では実質収支という政府会計方式をとらないため、代替的な算定方法として地方財政法第5条の4第3項および同施行令第19条により資金不足（流動負債－流動資産）を算出しこれを合算する。政府会計と企業会計の基準の異なる収支赤字が混在することは財政指標算出のための便宜性が優先され、公会計制度としての厳密性が捨象されたといえる⁽⁸⁾。

なお、赤字（資金不足）となった法適・非法適公営企業については解消可能資金不足額を一定の算定方式に基づき算出し、これを控除する。宅地造成事業については他の特別会計とは異なる算定方法がとられる。

解消可能資金不足額とは、公営企業の起債の償還期間と施設設備の残存耐用年数（減価償却期間）の差により、元金償還が減価償却を上回って生じる資金不足。あるいは下水道や鉄道などの膨大な初期コストの発生とこれを回収する料金収入との時間

差による資金不足を勘案して、将来的に解消可能な金額を理論的に算定して控除するものである。

具体的な算定方法は規則第6条以下に規定されており、公営企業全般に適用される、「累積償還償却差額算定方式」（規則第6条第1項第1号）、主に路面電車や地下鉄事業を営む鉄軌道事業（法適用）および公共下水道事業（法適用・法非適用）に適用される「減価償却前利益による負債償還可能額算定方式」（規則第6条第1項第2～3号）、公共下水道事業に適用される「個別計画策定算定方式」および「基礎控除方式」（規則第6条第1項第4～5号）という複数の算定方式がある。

第2～5号の算定では総務大臣が定める残存耐用年数があり、減価償却前利益による負債償還可能額算定方式では路面交通が25年、地下鉄および下水道が45年。個別計画策定算定方式・基礎控除方式では15年とされている。

ほとんどの公営企業は第1号の方式によるが、公共下水道の場合は複数の算定方式が選択可能で最も控除額の大きいものが採用される。

なお、宅地造成事業の法適用企業の資金不足については、控除項目として土地の収入見込額を算定する。具体的な算定方法は規則第4条第1項に基づき、販売土地の簿価か時価のいずれかの低い額を採用する低価法がとられる。時価評価については同規則第2項に規定された総務大臣が定める複数の算定方法から選択し、基本的には売り出し後1年以内の完成宅地等については販売公表価格、1年超の場合は不動産鑑定士による鑑定や公示価格、相続税評価額などの算定方法が採用される。

前述のように解消可能資金不足額の算定は、資金不足額が生じた場合にのみ行われるが、算定結果によって必ずしも控除額が発生するとは限らない。例えば累積償還償却差額算定方式では元金償還額の累計が減価償却額等⁽⁹⁾の累計を下回った場合は解消可能資金不足額はゼロとなる。

(6) 実質公債費比率（法第2条第1項の3）

実質公債費比率は起債の許可制から協議制に移行するにあたって2006年度（2005年度決算）より採用されたもので、一般会計等（従来は普通会計）および特別会計（従来は公営事業会計）、一部事務組合・広域連合の公債費のうち、交付税措置および充当特定財源を控除した当該団体の一般会計負担額を標準財政規模で割った3カ年平均の比率である。

ただし、財政健全化法では控除する特定財源に新たに都市計画税が算入されること

になったため、当該課税団体では比率が大幅に低下することになった⁽¹⁰⁾。

都市計画税の算入は大都市自治体からのヒアリングを通じて採用されたものであるが、算定の根拠は法第2条第1項の3に明記されている「地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することができる特定の歳入に相当する金額」という一文にとどまり、政省令などによって規定されているわけではない。つまり、記入要領等の運用レベルで算定されているに過ぎないのである。

この点では規則15条第1項の4において将来負担の控除財源として都市計画税が明記されている将来負担比率とは似て非なるものである。立法過程の事情は明らかではないが、実質的な根拠法となる地方財政法を修正することを最小限にとどめたい制度設計上の都合があったのではないだろうか。いずれにしても算定上の重要性からみて政省令において明記すべき事項である。

(7) 将来負担比率（法第2条第1項の4、施行令第5～6条、規則第8～15条）

将来負担比率は地方債残高、債務負担行為支出予定額、公営企業債等繰入見込額、一部事務組合等負担等見込額、退職手当負担見込額、設立法人負債額等負担見込額、連結実質赤字額、組合等連結実質赤字額負担見込額の8つの将来負担額から控除可能財源を控除した額を標準財政規模で割った比率である。

将来負担については設立法人負担額等負担見込額の算定方法が特徴となっている。

これは地方道路公社、土地開発公社の債務保証および第3セクター等の出資法人および地方独立行政法人に対する損失補償について、複数の評価方式に基づき一般会計等負担見込額を算出するものである。

算定方式は地方道路公社は規則第12条第1号、土地開発公社は同2号、地方独立行政法人は同3号、第3セクターについては同5号において規定されている⁽¹¹⁾。

このうち第3セクターの損失補償については標準評価方式あるいは個別評価方式によって損失補償額に対する損失補償債務等負担見込額を算定し将来負担額に計上する。

実際にいくつかの自治体の算定結果を見る限り、第3セクター等の負担見込額が計上されているのは県や大都市が中心で算入率も極めて低く、将来負担に占める割合は小さい。さまざまな第3セクターを抱える大阪府でさえ将来負担額に占める割合は1%に満たない状況であり、むしろ設立法人のなかでは土地開発公社の将来負担の影響が大きい。

このように各自治体の将来負担比率を抑制する要因として控除可能財源のもつ影響

は大きい。

将来負担比率では将来負担額から控除する「控除可能財源等」として、①基準財政需要額算入見込額、②充当可能基金、③充当可能特定財源が算定される。

このうち①の算定は基準財政需要額の公債費項目および経費別の公債費算入項目の需要額を算入するもので、過去の各年度の起債残高（同意または許可）に対して基準財政需要額への算入率を乗じこれらを合算する。各需要額項目ではさまざまな地方債が算定されており、道府県算定を例にとれば、道路橋りょう費では臨時地方道路整備事業債、高等学校費では臨時高等学校整備事業債、地域振興費では地域活性化事業債などがあり、それぞれの算入額を合算するため控除される額は極めて大きくなり、将来負担比率の抑制におおいに寄与している。

②の充当可能基金については、財政健全化法第2条4号りに基づき、規則第14条において除外すべき基金が列挙されている。それによれば、ア) 災害救助法第37条に定める災害救助基金、イ) 高齢者の医療の確保に関する法律第116条に定める財政安定化基金、ウ) 介護保険法第147条に定める財政安定化基金、エ) 公営企業に設けられた基金、オ) その他法律又は政令の規定により一般会計等の地方債残高、債務負担行為支出予定額、一般会計等から特別会計等への元金償還繰出額に充当できない基金と規定されており、いわゆる特定目的基金も含め控除可能な基金の範囲は広い。

例えば、山形県の算定結果によれば財政調整基金、減債基金、地域福祉基金、土地開発基金、ふるさと農村地域活性化基金など16基金の残高が算入されており、いずれも現金・預金および国債や地方債などの借入など流動性のある部分を抽出し合算される。

通常の普通会計決算の分析では財政調整基金や減債基金の残高が問題とされるが、将来負担比率ではほとんどの基金が算入されるため、これも将来負担比率の算定結果を低く抑えている。

③の充当可能特定財源は道路特定財源に基づく地方道路整備臨時交付金や都道府県市町村総合交付金のような国・都道府県支出金関連、地方債を財源とする貸付金、公営住宅の賃貸料等、都市計画税などが算入される。

将来負担比率については対象とする会計範囲が最も広いことから、政府会計、企業会計等がいわば雑煮状態で合算されており、これをフローベースの標準財政規模で割っており、かなり粗い算定方式がとられている。単年度の標準財政規模をベースにストックである将来負担を図ることでもどこまで健全性が裏付けられるのか疑問である。

(8) 資金不足比率（法第22～24条、施行令第16～21条、規則第19条）

資金不足比率は地方財政法施行令第19、20条において、地方公営企業の起債制限の指標として採用されているが、新たに財政健全化法において経営健全化計画策定を義務づける基準とされた。ただし、起債制限の比率算定では資金不足要素として退職手当債が算入されているが、健全化法における算定ではこれを除いている。

資金不足の算定方法は連結実質赤字比率や将来負担比率において触れたので詳述しないが、解消可能資金不足額については、下水道や交通関係の公営企業を除きその控除額は限定的であり、公営企業間の算定の差には留意すべきである。

2. 財政健全化指標の算定結果について

(1) 算定結果の概要（図表1-1-2）

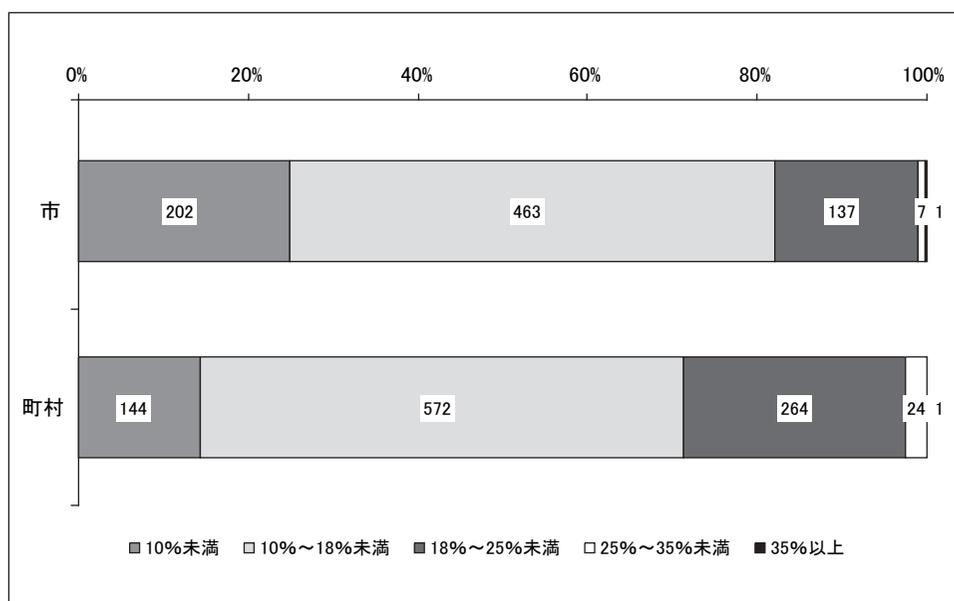
2007年度決算に基づく健全化指標の算定結果によれば、早期健全化基準以上となった団体（以下「財政健全化団体」と呼ぶ）は、都道府県および政令市についてはゼロ。その他市町村については延べ51団体、うち財政再生団体は延べ5団体であり、複数の基準値で対象となった団体数の重複を除く純計では43団体（全市町村数の2.3%）、うち財政再生団体は夕張市、赤平市、王滝村の3団体にとどまった。

全自治体の算定結果が公表されている実質公債費比率および連結実質収支比率について図表1-1-2で分布状況をみると、実質公債費比率では市、町村とも10～18%未満の団体数が最も多く、市が463団体（構成比61.4%）、町村が572団体（65.7%）と全体の6割以上を占めているが、次いで団体数が多いのは市では10%未満の202団体（26.8%）であるのに対し、町村では18～25%未満の264団体（30.3%）となっており、市に比べて町村における公債費負担が過重となっている状況がうかがわれる。

一方、将来負担比率では市、町村とも200%未満の団体数が9割程度を占めているが、市は町村と比べて高い比率の団体数が多く、100～200%未満が市では373団体（49.5%）、町村では414団体（47.6%）、さらに200～300%未満は市では82団体（10.9%）、町村では71団体（8.2%）となっている。

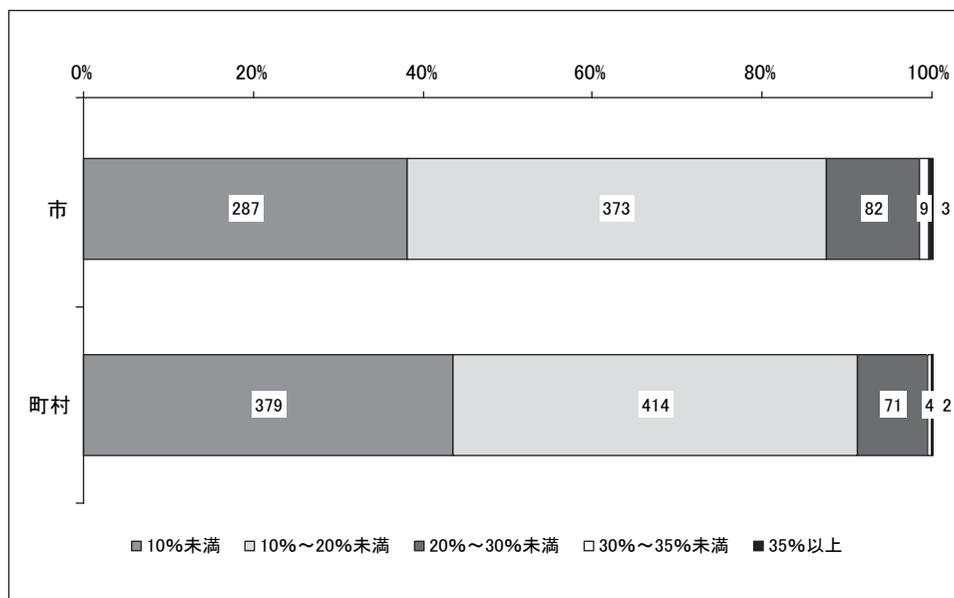
この2つの指標にみられる傾向は財政規模が小さく公債費の負担が過重になりやすい町村と相対的に多くの特別会計を抱える市との財政構造の特徴が表れたものと推察される。

図表 1 - 1 実質公債費比率の分布状況



(資料) 財政健全化指標速報値より作成、数字は団体数

図表 1 - 2 将来負担比率の分布状況



(資料) 財政健全化指標速報値より作成、数字は団体数

次に5番目の指標である資金不足比率が経営健全化比率以上となった公営事業数は156事業で全事業数7441の2.1%であった。

全企業に占める経営健全化事業数が最も多かったのは病院事業の53事業（全事業数の7.9%）、宅地造成事業が27事業（5.1%）、観光施設事業が22事業（6.3%）となっているが、事業ごとの割合で見ると最も高いのは交通事業17.5%と、地方の公共交通機関の経営難を象徴する結果となっている。

以上のような健全化指標に関する結果は、昨年来マスコミなどが公表してきた試算結果を踏まえれば、おおむね想定範囲内であるが、都道府県や政令市がゼロというものは少ない印象を受ける。一方で経営健全化事業数については、156事業と全体の割合は低いものの数では100を超えており、財政運営の課題を抱える自治体は実質的には多いことがうかがわれる。

（2） 財政健全化団体の概況（図表2・図表3）

図表2は財政健全化団体の各指標と2006年度普通会計決算の主な指標である。

なお、実質赤字比率と連結実質赤字比率の欄でマイナスがついているのは、黒字比率であり、入手資料により判明したものについて参考値として記載してある。

参考までに財政健全化団体の属性を2006年度決算の人口や標準財政規模で見ると最小は長野県平谷村（人口558人、標準財政規模7億1979万6千円）、最大は和歌山市（人口38万3699人、標準財政規模729億925万7千円）と大きな差があり、財政悪化が自治体規模にかかわらず生じていることを表している。

実質赤字比率および連結実質赤字比率の最大は夕張市で、連結実質赤字比率では739.45%と突出している。すでにさまざまなメディアや論文などで紹介されているように、夕張市は一時借入金による観光事業会計などの赤字補てんが累積し353億円の実質債務超過にいたり、2007年度に旧財政再建促進特別措置法の指定を受けているが、今回の財政健全化法においても引き続き大幅な収支赤字となった。ただし、実質赤字比率と連結実質赤字比率を比較すると9ポイント程度の上昇にとどまっており、一般会計等の赤字の規模が他の指標を飲み込む結果となった。

また、守口市は実質赤字比率が13.57%、連結実質赤字比率が23.18%といずれも表中の括弧書きに示されている早期健全化基準を超過しており、一般会計等の赤字と特別会計の赤字の双方が影響する結果となった。守口市の場合、市内の企業撤退にともない法人住民税等が減収する一方で、人口増による都市インフラ整備への投資、生活

図表2 財政健全化団体の財政健全化指標と主な決算データ 2006年度決算データ(参考)

	都道府県名	市町村名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率	将来負担比率	住民基本台帳人口(2006年度末)	基準財政需要額	基準財政収入額	標準財政規模	財政力指数	経常収支比率
			△	()	△	()								
市	北海道	夕張市	730.71	(15.00)	739.45	(20.00)	39.6	1,237.6	12,631	4,146,885	1,007,023	4,419,082	0.24	119.9
	北海道	留萌市	△ 2.3	(13.78)	36.61	(18.78)	12.4	259.9	26,526	6,999,429	2,516,965	7,721,697	0.37	88.6
	北海道	美唄市	1.4	(13.49)	24.15	(18.49)	23.1	296.8	28,174	8,275,062	2,256,597	8,871,826	0.27	95.2
	北海道	赤平市	△ 9.94	(15.00)	68.76	(20.00)	27.5	318.6	14,160	4,434,756	1,001,041	4,704,882	0.22	106.3
	北海道	三笠市	△ 4.33	(15.00)	0.65	(20.00)	25.1	232.0	11,690	4,540,259	996,712	4,809,450	0.21	101.9
	北海道	歌志内市	△ 1.94	(15.00)	△ 3.79	(20.00)	31.5	291.0	5,118	2,297,543	289,333	2,373,395	0.12	101.6
	青森県	黒石市	3.09	(13.45)	28.9	(18.45)	25.1	314.8	38,861	8,303,977	2,845,570	9,101,877	0.33	98.9
	山形県	新庄市	△ 2.24	(13.39)	△ 17.4	(18.39)	27.3	190.8	40,193	8,217,294	4,069,734	9,419,366	0.50	99.7
	大阪府	泉大津市	△ 0.61	(12.73)	18.58	(17.73)	16.6	265.2	77,101	12,561,832	9,193,266	15,358,757	0.74	95.6
	大阪府	守口市	13.57	(11.84)	23.18	(16.84)	6.6	159.6	145,283	22,639,718	18,326,699	28,262,496	0.81	100.6
	大阪府	泉佐野市	△ 1.96	(12.44)	39.31	(17.44)	16.9	405.7	101,427	15,472,248	14,860,823	20,129,129	0.97	99.4
	兵庫県	淡路市	△ 1.47	(12.64)	△ 6.76	(17.64)	24.0	371.0	50,429	12,845,818	5,054,671	16,285,784	0.38	93.9
	和歌山県	和歌山市	△ 0.61	(11.25)	17.6	(16.25)	12.7	211.0	383,699	58,062,478	48,015,059	72,909,257	0.81	95.7
	島根県	浜田市	△ 0.79	(12.54)	△ 4.61	(17.54)	25.1	171.0	61,382	15,109,980	7,155,623	18,691,099	0.45	91.9
	高知県	安芸市	-	(14.22)	-	(19.22)	28.1	269.5	20,767	5,805,229	1,774,198	6,300,409	0.30	97.3
	北海道	江差町	△ 2.46	(15.00)	△ 13.33	(20.00)	27.6	296.0	9,819	3,226,326	939,334	3,489,981	0.30	93.5
	北海道	積丹町	△ 6.96	(15.00)	32.54	(20.00)	6.6	149.8	2,936	1,773,284	204,885	1,825,652	0.11	94.1
	北海道	南幌町	△ 1.88	(15.00)	△ 8.7	(20.00)	25.3	181.3	9,335	3,240,009	845,974	3,422,811	0.25	89.4
北海道	浜頓別町	△ 2.5	(15.00)	△ 7.04	(20.00)	30.4	199.8	4,426	2,882,589	532,883	2,998,551	0.19	91.1	
北海道	中頓別町	△ 0.48	(15.00)	△ 9.62	(20.00)	28.8	128.9	2,222	2,115,438	261,578	2,166,673	0.12	87.0	
北海道	利尻町	△ 1.57	(15.00)	△ 16.66	(20.00)	27.7	175.9	2,729	2,174,482	239,052	2,237,853	0.10	94.8	
北海道	洞爺湖町	△ 2.37	(15.00)	△ 4.21	(20.00)	29.9	230.7	10,869	3,915,054	1,160,561	4,479,157	0.30	98.8	
青森県	鱒ヶ沢町	0.55	(15.00)	0.05	(20.00)	19.0	378.7	13,018	4,775,594	900,747	5,015,690	0.18	96.0	
青森県	深浦町	4.11	(15.00)	-	(20.00)	25.4	191.9	10,941	4,018,561	701,191	4,502,643	0.17	100.1	
青森県	西目屋村	-	(15.00)	-	(20.00)	26.8	120.0	1,629	1,087,340	121,324	1,117,400	0.11	105.2	
青森県	大鰐町	0.61	(15.00)	26.45	(20.00)	17.7	409.4	12,323	3,036,737	836,786	3,267,808	0.27	92.6	
青森県	田舎館村	-	(15.00)	-	(20.00)	26.1	210.3	8,715	2,121,704	620,929	2,285,715	0.27	96.5	
福島県	泉崎村	△ 0.85	(15.00)	△ 77.44	(20.00)	26.3	151.3	7,044	1,786,147	1,136,720	2,121,671	0.63	73.8	
福島県	双葉町	△ 4.47	(15.00)	△ 13.78	(20.00)	30.1	207.3	7,365	1,873,361	1,487,852	2,331,173	0.80	95.4	
群馬県	嬭恋村	-	(15.00)	-	(20.00)	28.3	170.2	10,788	3,279,508	1,724,298	3,771,642	0.55	87.6	
長野県	平谷村	△ 6.83	(15.00)	△ 8.25	(20.00)	26.6	56.8	558	686,411	117,717	719,796	0.18	87.2	
長野県	根羽村	△ 9.38	(15.00)	△ 10.65	(20.00)	25.7	55.9	1,250	1,027,647	118,200	1,056,657	0.11	74.5	
長野県	泰阜村	△ 8.41	(15.00)	△ 11	(20.00)	26.0	140.5	1,962	1,134,356	205,155	1,184,722	0.17	76.4	
長野県	王滝村	△ 11.05	(15.00)	△ 12.26	(20.00)	41.6	250.6	1,027	959,225	262,490	1,027,525	0.27	79.3	
兵庫県	香美町	△ 4.68	(13.69)	△ 0.34	(18.69)	27.4	271.7	22,078	6,774,135	2,053,226	7,979,569	0.28	95.6	
鳥取県	日野町	-	(15.00)	-	(20.00)	31.0	236.1	4,179	1,826,416	377,238	1,929,182	0.20	97.6	
島根県	奥出雲町	△ 3.11	(13.93)	△ 11.15	(18.93)	25.1	339.4	15,806	6,594,340	1,261,471	7,292,734	0.18	85.3	
島根県	飯南町	△ 1.91	(15.00)	△ 1.52	(20.00)	25.5	203.3	5,984	3,469,607	560,352	3,855,563	0.16	95.7	
島根県	斐川町	△ 1.41	(13.93)	△ 2.61	(18.93)	26.1	278.2	27,975	6,074,574	3,515,844	7,004,204	0.57	94.7	
島根県	西ノ島町	△ 4.5	(15.00)	△ 2.84	(20.00)	25.8	191.1	3,434	1,955,914	270,168	2,030,585	0.13	99.2	
沖縄県	座間味村	△ 10.08	(15.00)	△ 2.45	(20.00)	28.5	240.6	1,039	656,206	77,649	676,474	0.12	94.9	
沖縄県	伊平屋村	0.32	(15.00)	0.4	(20.00)	30.0	200.6	1,488	1,012,516	103,493	1,035,507	0.11	96.4	
沖縄県	伊是名村	△ 1.3	(15.00)	7.77	(20.00)	26.0	272.7	1,788	1,206,520	136,582	1,220,285	0.11	105.7	

前掲速報値および2006年度市町村普通会計決算状況調べより作成
 アミ掛けは早期健全化以上の指標
 各財政健全化指標および経常収支比率は%

保護費などの社会保障支出、他会計への繰出金などの増加により、一般会計の収支赤字をきたし、さらに下水道会計や国保会計などの収支赤字が重なり、2つの健全化基準のいずれにおいても超過する結果となった。

ちなみに早期健全化基準の数値に自治体間の差がみられるのは、標準財政規模により基準が異なるためであり、一定の算定式に基づき、実質赤字比率では11.25～15.00%、連結実質赤字比率では16.25～20.00%の範囲で決定される。守口市などのような財政規模の比較的大きな自治体では基準値が低めに設定される。

このほか連結実質赤字比率のみが早期健全化基準を超えた自治体が9団体あるが、このうち留萌市、赤平市、泉大津市、泉佐野市、和歌山市、積丹町では実質赤字比率ではマイナス（一般会計等が黒字）であった。例えば赤平市では実質赤字比率がマイナス9.94と大幅な黒字にもかかわらず、連結実質赤字比率では68.76と財政再生基準を大きく超過する結果となっており、従来指標では捉えられなかった財政悪化の程度が健全化指標で顕在化する典型的な例となった。

次に実質公債費比率では町村の健全化団体が目立つが、なかでも王滝村は41.6%と財政再生基準を上回る水準となっている。

その他の自治体では早期健全化基準のボーダーライン上の25%台から30%を超える自治体もあり、早期健全化団体のなかでもかなり格差がみられる。

また、連結実質赤字比率で財政健全化団体となっている留萌市、美唄市、泉大津市、守口市、泉佐野市、和歌山市、積丹町、大鰐町では実質公債費比率がいずれも25%を下回っており、当座の借金返済は過重ではないが、各種会計にわたる日々の財政運営が厳しいことを物語っており、これらの自治体のほうが問題の根は深い。まして、泉佐野市や大鰐町のように将来負担比率でも基準を超えているところでは、問題解決には時間を要することが推察される。

以上のように同じ財政健全化団体のカテゴリーに含まれるとはいえ、それぞれの解決すべき課題はその範囲や時間軸でみてもかなり差があることがうかがわれる。

図表では2006年度の財政力指数（単年度）と経常収支比率が示されているが、このうち経常収支比率は単純平均で90%台後半であり、確かに厳しい傾向はみられるが、なかには70%台という自治体もあり、既存の指標では財政状況を十分捉えられないことを裏付けている⁽¹²⁾。

一方、地方交付税依存度を表す財政力指数については、財政力が低い自治体ほど留保財源が少ないため、債務返済の余力が低いと見なすことができ、同じ実質公債費比

率であれば財政力の高い自治体のほうが返済能力が高い。

図表 3 は財政健全化団体の実質公債費比率と財政力指数の分布をみたものである。財政力指数は2006年度の値であるため、厳密には比較できないが近似値としてみてもらいたい。

実質公債費比率が25%以上となる33団体の財政力指数の分布状況を見ると0.5以上が5団体、0.3以上0.5未満が5団体、0.2以上0.3未満が8団体、0.2未満が15団体となっており、多くの市町村が全国平均を大幅に下回るものの、そのなかでも債務返済能力には差がみられることがわかる。財政力の高い自治体が公債費負担が軽いということではないが、0.2未満に多く集中する町村ではひたすら公債費の負担軽減に財源を費やさざるを得ない状況が予想される。

財政健全化法では実質公債費比率について財政規模などによる基準値の差を設けていないが、債務返済能力の差を踏まえれば財政力の差を反映すべきである。

(3) 資金不足比率の状況 (図表 4)

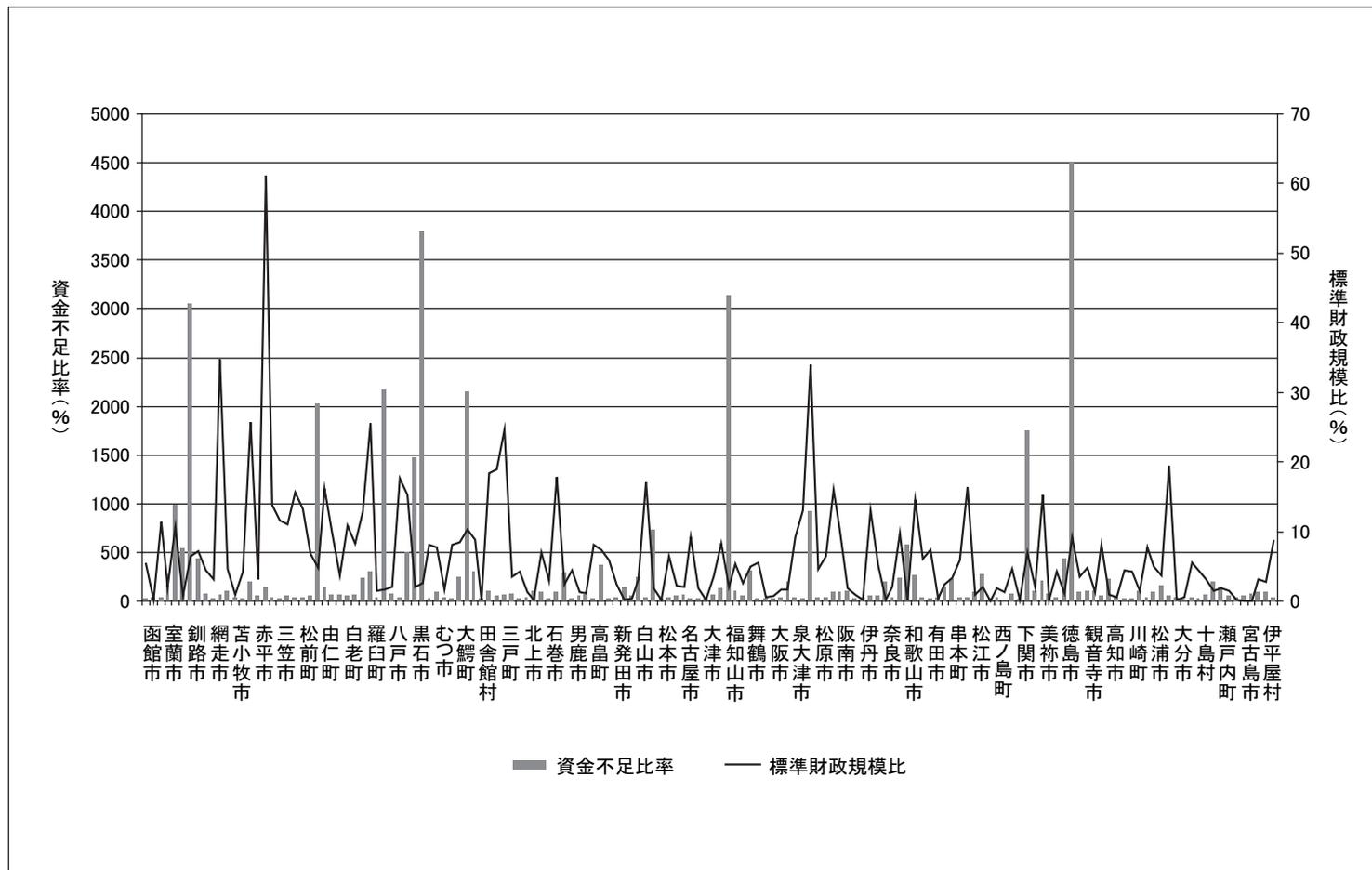
資金不足比率が経営健全化基準以上となった団体では、経営健全化計画を策定し基準を下回る経営改善を図ることが求められる。財政健全化法では計画内容の要件として、①資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因の分析、②計画期間、③経営の健全化の基本方針、④資金不足比率を経営健全化基準未満とするための方策、⑤各年度ごとの前号の方策に係る収入及び支出に関する計画、⑥各年度ごとの資金不足比率の見通し、⑦その他経営の健全化に必要な事項が求められる。

経営改革にあたって、特に法適用企業においては独立採算を原則としつつ、一般会計からの財源補てんを受けながら収支改善の方策を打ち出すことになるが、その場合、一般会計に対する資金不足の規模によって、計画のスケジュールが変わってくるであろう。

図表 4 は経営健全化対象となる公営企業の資金不足比率（棒グラフ）と当該団体の標準財政規模に対する資金不足額の比率（折れ線グラフ）を表したものである。なお、横軸の自治体名は該当公営企業を抱える市町村名であるが、約150企業があるためすべての自治体名が表記されていない。あくまで全体の傾向をみていただきたい。

資金不足比率で最も高いのは香川県坂出市の港湾整備事業会計（4499.7%）、ついで黒石市の観光事業会計（3797.9%）、福知山市の公設市場事業会計（3132.8）、釧路市の魚揚場事業会計（3055.3%）などとなっている。

図表4 資金不足比率と標準財政規模比の状況



(資料) 前掲「速報値」より作成

しかし、各資金不足に対する当該団体の標準財政規模比は順に9.1%、2.5%、2.1%、6.5%であり、財政規模から見れば、資金不足はそれ程大きくない。

逆に標準財政規模に占める資金不足額の割合が最も高いのは赤平市の病院事業会計（61.2%）、ついで留萌市の病院会計（34.8%）、泉佐野市の宅地造成事業会計（33.9%）などの順となっており、病院会計が多くみられる。

このように、必ずしも資金不足比率の多寡だけでは経営改善の困難さは推し量れず、むしろ標準財政規模の比率としてみたほうが、特別会計の財政悪化の状況はある程度把握できる。経営改善は相対的に困難であることが推察される。

3. 財政健全化団体の検証

さて、以上のような健全化指標の算定結果の概況を踏まえ、各自治体が財政健全化団体にいたった要因を個別の算定結果をもとに詳細に見ていこう。なお本稿では青森県、鳥取県、高知県の各市町村のデータが入手できなかったため、これ以外の市町村を対象に分析を進める。

(1) 実質赤字比率および連結実質赤字比率（図表5）

図表5は実質赤字比率および連結実質赤字比率における早期健全化団体の算定結果である。

まず、実質赤字比率で早期健全化団体および財政再生団体となった夕張市と守口市をみてみよう。

夕張市では一般会計等の赤字比率が730.7%となっており、連結赤字比率を待たずに財政健全化団体が確定しており、特別会計の赤字比率は国保および下水道あわせた8.99%とわずかである。夕張市では一般会計の赤字解消がその他の指標の赤字等を解消することになる。

一方、守口市では一般会計と特別会計の双方の収支改善を同時進行で行わなければならない。

財政再生団体となる夕張市では旧財政再建促進特別措置法に基づく財政再建計画を事実上スライドさせることになるが、早期健全化団体となる守口市では新たに財政健全化計画を策定中である。

図表5 実質赤字比率および連結実質赤字比率における財政健全化団体の状況

	夕張市			留萌市			美唄市		
		実質収支/ 資金不足 額・剰余額	分母比		実質収支/ 資金不足 額・剰余額	分母比		実質収支/ 資金不足 額・剰余額	分母比
一般会計	一般会計	△ 33,484,322	△ 730.71%	一般会計	182,293	2.31%	一般会計	△ 128,280	△ 1.40%
一般会計等に 属する特別 会計	診療所事業 会計	0	0.00%		0	0.00%	市民バス会 計	0	0.00%
							土地区画整 理事業会計	0	
	一般会計等計	△ 33,484,322	△ 730.7%	一般会計等計	182,293	2.31%	一般会計等計	△ 128,280	△ 1.40%
公営企業に かかる特別 会計以外の 会計	国民健康保 険事業会計	△ 86,832	△ 1.89%	国民健康保 険事業特別 会計	△ 374,531	△ 4.74%	国民健康保 険会計	3,940	0.04%
	介護保険事 業会計	0	0.00%	介護保険事 業特別会計	32,817	0.42%	老人保健会 計	△ 6,496	△ 0.07%
	老人保健医 療事業会計	1,713	0.04%	老人保健事 業特別会計	38,457	0.49%	介護保険会 計	5,723	0.06%
							介護サービ ス事業会計	0	0.00%
公営企業会計	法適用企業			法適用企業			法適用企業		
	水道事業会 計	10,124	0.22%	病院事業会 計	△ 2,746,396	△ 34.76%	病院事業会 計	△ 2,349,507	△ 25.68%
			0.00%	水道事業会 計	340,002	4.30%	水道事業会 計	264,264	2.89%
			0.00%			0.00%	工業用水道 事業会計	0	0.00%
	法非適用企業			法非適用企業			法非適用企業		
	市場事業会 計	92	0.00%	下水道事業 特別会計	△ 365,450	△ 4.63%	下水道会 計	0	0.00%
	公共下水道 事業会計	△ 325,515	△ 7.10%			0.00%			0.00%
			0.00%			0.00%			0.00%
	公営企業等計	△ 400,418	△ 8.74%	公営企業等計	△ 3,075,101	△ 38.92%	公営企業等計	△ 2,082,076	△ 22.76%
	合 計	△ 33,884,740	△ 739.5%	合 計	△ 2,892,808	△ 36.6%	合 計	△ 2,210,356	△ 24.16%
	標準財政規模	4,582,420		標準財政規模	7,900,243		標準財政規模	9,149,047	

(資料) 各自治体の健全化指標算定結果のデータより作成

	赤 平 市			積 丹 町			守 口 市		
	一般会計	実質収支/ 資金不足 額・剰余額	分母比	一般会計	実質収支/ 資金不足 額・剰余額	分母比	一般会計	実質収支/ 資金不足 額・剰余額	分母比
一 般 会 計	一般会計	479,467	9.94%	一般会計	124,417	6.97%	一般会計	△ 3,961,071	△ 13.57%
一般会計等に 属する特別 会計	霊園特別会 計	133	0.00%		0	0.00%			
	用地取得特 別会計	1							
	一般会計等計	479,601	9.95%	一般会計等計	124,417	6.97%	一般会計等計	△ 3,961,071	△ 13.57%
公営企業に かかる特別 会計以外の 会計	国民健康保 険特別会計	△ 777,528	△ 16.12%	国民健康保 険事業	△ 721,462	△ 40.40%	特別会計国民 健康保険事業	△ 3,708,662	△ 12.71%
	老人保健特 別会計	24,181	0.50%	介護保険事 業	15,774	0.88%	特別会計老人 保健医療事業	△ 116,270	△ 0.40%
	後期高齢者医 療特別会計	0	0.00%	老人保健	0	0.00%			0.00%
	介護サービス 事業特別会計	26,992	0.56%	介護福祉サー ビス事業	0	0.00%			0.00%
	介護保険特 別会計	25,194							
公営企業会計	法適用企業			法適用企業			法適用企業		
	水道事業会計	△ 153,074	△ 3.17%			0.00%	水道事業	820,702	2.81%
	病院事業会 計	△ 2,949,359	△ 61.16%			0.00%			
			0.00%			0.00%			
	法非適用企業			法非適用企業			法非適用企業		
	下水道事業 特別会計	8,036	0.17%	簡易水道事 業特別会計	0	0.00%	特別会計公共 下水道事業	198,376	0.68%
			0.00%	下水道事業 特別会計	0	0.00%			
			0.00%	産業交流雇用対策 推進事業特別会計	0	0.00%			
	公営企業等計	△ 3,795,558	△ 78.71%	公営企業等計	△ 705,688	△ 39.52%	公営企業等計	△ 2,805,854	△ 9.61%
	合 計	△ 3,315,957	△ 68.76%	合 計	△ 581,271	△ 32.55%	合 計	△ 6,766,925	△ 23.19%
	標準財政規模	4,822,184		標準財政規模	1,785,873		標準財政規模	29,185,992	

	泉大津市			泉佐野市			和歌山市		
		実質収支/ 資金不足 額・剰余額	分母比		実質収支/ 資金不足 額・剰余額	分母比		実質収支/ 資金不足 額・剰余額	分母比
一般会計	一般会計	96,463	0.61%	一般会計	405,224	1.97%	一般会計	1,220,222	1.61%
一般会計等に 属する特別 会計	土地取得事 業特別会計	1	0.00%	公共用地先 行取得事業 特別会計	0	0.00%	土地区画整 理事業特別 会計	0	0.00%
							住宅改修資 金貸付事業 特別会計	△ 102,275	△ 0.13%
							住宅新築資 金貸付事業 特別会計	△ 479,929	△ 0.63%
							宅地取得資 金貸付事業 特別会計	△ 183,943	△ 0.24%
							母子寡婦福 祉資金貸付 事業特別会 計	13,612	0.02%
	一般会計等計	96,464	0.61%	一般会計等計	405,224	1.97%	一般会計等計	467,687	0.62%
公営企業に かかる特別 会計以外の 会計	国民健康保 険事業特別 会計	△ 1,353,829	△ 8.60%	国民健康保 健事業	311,365	1.51%	国民健康保 険事業特別 会計	△ 5,378,970	△ 7.10%
	老人保健特 別会計	△ 45,123	△ 0.29%	介護保険事 業	39,876	0.19%	介護保険事 業特別会計	284,505	0.38%
	介護保険事 業特別会計	42,342	0.27%	老人保健医 療事業	△ 80,081	△ 0.39%	老人保健特 別会計	△ 213,540	△ 0.28%
	駐車場事業 特別会計	△ 1,039,654	△ 6.61%				駐車場管理 事業特別会 計	△ 718,216	△ 0.95%
公営企業会計	法適用企業			法適用企業			法適用企業		
	水道事業会 計	826,547	5.25%	水道事業会 計	911,635	4.43%	水道事業会 計	3,200,255	4.22%
	市立病院事 業会計	△ 1,450,888	△ 9.22%	泉佐野市病 院事業会計	△ 2,693,166	△ 13.08%	工業用水道 事業会計	3,356,870	4.43%
				泉佐野市宅 地造成事業 会計	△ 6,988,886	△ 33.94%			0.00%
	法非適用企業			法非適用企業			法非適用企業		
	下水道事業 特別会計	0	0.00%	下水道事業 特別会計	0	0.00%	卸売市場事 業特別会計	0	0.00%
			0.00%			0.00%	食肉処理場 事業特別会 計	△ 170,777	△ 0.23%
			0.00%			0.00%	下水道事業 特別会計	△ 11,039,155	△ 14.57%
							農業集落排 水事業特別 会計	0	0.00%
							漁業集落排 水事業特別 会計	0	0.00%
							土地造成事 業特別会 計	△ 3,127,994	△ 4.13%
	公営企業等計	△ 3,020,605	△ 19.19%	公営企業等計	△ 8,499,257	△ 41.28%	公営企業等計	△ 13,807,022	△ 18.22%
	合 計	△ 2,924,141	△ 18.58%	合 計	△ 8,094,033	△ 39.31%	合 計	△ 13,339,335	△ 17.60%
	標準財政規模	15,737,657		標準財政規模	20,588,858		標準財政規模	75,772,857	

市が公表した計画素案の概要をみると財政健全化団体回避へ向けた取り組みとして、一般会計においては人件費のさらなる抑制、建設事業費（臨時経費）の抑制、基金からの繰り入れ、職員の大量退職への対応、財団からの出資金引き上げの検討。また特別会計については国保対策として収納率向上、収入に応じた保険料の算定、財源確保策、医療費の適正化、資格の適正化をあげている。

これらは一般的な行財政改革と基本的なメニューは変わらないが、一般会計については財団からの出資金引き上げが注目される。市の財団には文化振興事業団やスポーツ振興事業団などがあり、一団体あたり2～2億5千万円の出資を行っている。このいずれかの出資を引き上げることで一般会計の赤字幅の圧縮を図り、2008年度決算での財政健全化基準の超過を回避する効果はある。ただし、こうした対応はあくまで対処療法に過ぎず、抜本的な基準回避を目指すのであれば一般会計、特別会計の総合的な収支改善を短期的に実現するしかない。

その他の連結実質赤字比率における財政健全化団体についてみると、美唄市を除けば実質収支は黒字であり特別会計の赤字が原因となっている。

財政健全化団体における主な赤字要因は国民健康保険事業、下水道事業、病院事業で、和歌山市を除けば病院会計の赤字（不良債務）が連結実質赤字比率の上昇に最も大きく寄与している。なお、積丹町については病院事業会計はないが、国保の診療所を抱えており、これが国民健康保険事業会計の大幅な赤字要因となっており、事実上は病院会計の赤字とみなすことができる。

ついで国民健康保険事業会計も4～16%台の幅で赤字要因となっている。

このほか泉大津市、泉佐野市、和歌山市のような都市部の自治体では駐車場管理事業、宅地造成事業、土地造成事業などの赤字比率が比較的高く、町村などに比べ多くの赤字要因を抱えている。

連結赤字の算出に際しては、解消可能資金不足額の算定が導入されたことで交通事業や下水道事業などの赤字額は大幅に控除されるが、国保事業や病院事業などは構造的に赤字が出やすい事業であるにもかかわらずこうした算定が反映されにくいいため、連結赤字比率を上昇させる大きな要因となる。

これらの自治体では、事業の構造的要因と高齢化や雇用などの社会経済的要因があいまって連結実質赤字比率が上昇し、財政健全化の対象団体となった事情がうかがえる。

また、都市部では宅地造成などの開発型の赤字要因が加わっている。

これらの特別会計については2008年度決算に基づく健全化法の本格導入を見据えて、健全化団体指定を回避するための各事業の収支改善がただちに必要であるが、国保会計や病院会計などの赤字は一朝一夕に改善することは容易ではないだろう。

ただし、病院会計については2007年度に国から示された病院経営のガイドラインに基づいて、2008年度中に経営健全化計画を策定した公立病院に対しては、病院特例債の発行が認められるため、短期の赤字を長期債務に振り替えることで収支改善を図る措置がなされる。

例えば赤平市では市立病院の2005～06年度の不良債務が8億4300万円にのぼっており、これを特例債に振り替える方針を打ち出しているが、これにより連結赤字を圧縮できるため、連結実質赤字比率の引き下げに大きく寄与することが期待される。

病院会計以外ではこうした国の措置がないため、赤字削減が厳しい状況であるが、そうしたなかで和歌山市の土地造成事業では、県の市町村振興基金からの借入れにより当座の赤字を圧縮する方向で検討をしている。

これらは抜本的な赤字解消策とはなりえないが、健全化法の本格導入へ向けた当座の凌ぎとしては有効であり、各自治体においてさまざまな赤字圧縮の方策が模索されるものと予想される。

(2) 実質公債費比率（図表6）

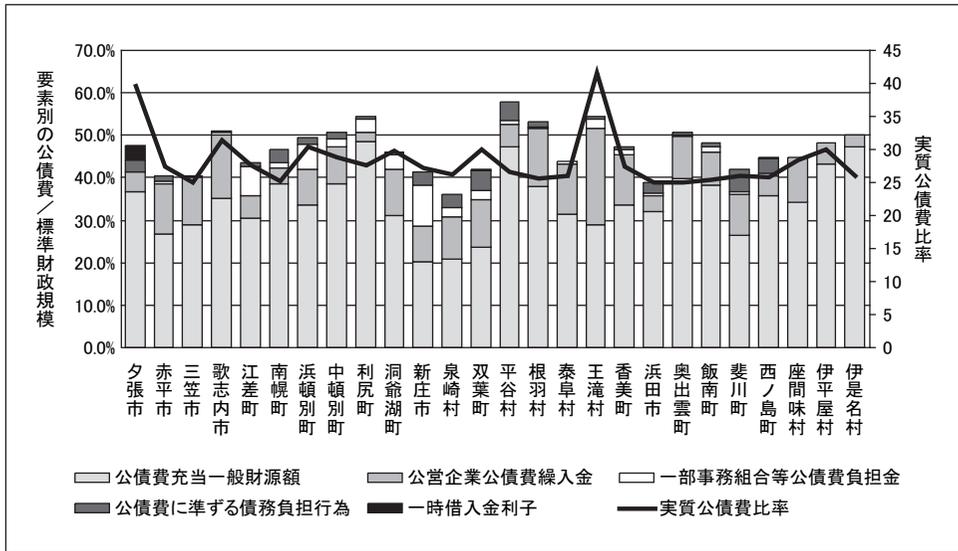
実質公債費比率の算定では一般会計等の①公債費充当一般財源等額、②満期一括償還地方債の年当たりの元金償還金相当額、③公営企業の地方債償還財源に充当する繰出金、④一部事務組合等の地方債償還に充当する補助金または負担金、⑤公債費に準ずる債務負担行為、⑥一時借入金利子から①基準財政需要額の公債費算入額、②公債費充当可能基金、③公債費充当可能特定歳入（貸付金や都市計画税等）を控除し、標準財政規模（臨財債含む）で割った比率の3カ年平均を算出する。

実質公債費比率において財政健全化団体にいたった自治体は、必ずしも一様ではなくそれぞれの事情は異なっている。

図表6は公債費項目ごとの標準財政規模（臨財債含む）に占める割合を積み上げたものと実質公債費比率を表し、各自治体の公債費負担の傾向をみたものである。

各自治体とも公債費充当一般財源額が高い割合を占めており、一般会計が抱える公債費負担が実質公債費比率の主要因となっている。特に近年多くの自治体が公債費負担のピークを迎えていることや、2007年度から3カ年にわたる公的資金補償金免除繰

図表6 実質公債費比率の要素別分析



(資料) 前掲「速報値」より作成

り上げ償還にともない償還が集中していることなどが原因として考えられる。

その他の公債費負担も自治体によって比較的大きな割合を占めており、公営企業の公債費に対する繰入金、一部事務組合等の公債費に対する負担金などが目立っている。

まず、公営企業の公債費負担については下水道会計や病院会計などの比率が高く、その他では農業集落排水会計（南幌町、平谷村など）、観光事業会計（歌志内市、王滝村など）、介護保険事業（三笠市、利尻町など）、（簡易）水道事業会計（江差町、浜頓別町など）があげられる。

一部事務組合等への公債費負担の規模は全体としては大きくないが、大規模な施設建設をとまなう清掃関連の広域行政で負担が大きくなる傾向がみられる。例えば江差町の南部檜山衛生処理組合、浜頓別町の南宗谷衛生施設組合、利尻町の利尻郡清掃施設組合などである。その他の広域行政では利尻町の利尻島国民健康保険病院組合や新庄市の最上広域市町村圏事務組合（消防広域）などがある。

公債費に準ずる債務負担行為については夕張市、南幌町、新庄市、泉崎村、双葉町、平谷村において割合が高くなっている。

同債務負担行為の対象となる項目は直接の起債ではないものの、一定の事由により債務負担を負う案件が含まれており、依頼土地の買い戻し（夕張市、南幌町）、五省

協定によるもの（南幌町）、国営土地改良事業にともなうもの（南幌町、新庄市、泉崎村、双葉町）、緑資源機構等が行う事業によるもの（平谷村）があげられる。

とりわけ国営土地改良事業のような国直轄事業は、国主導の事業に地方が付き合わされ過重な財政負担を負うケースがあり、これまで分権改革や最近の地方六団体の各種要望などにおいても、国直轄事業負担金の廃止が求められてきた。財政健全化法に基づく実質公債費比率の算定結果においてこうした直轄事業の地方負担の影響が散見されることは、過重債務に対する地方の責任だけではなく、国と地方との財政関係にも問題の所在が見いだされる。

以上のように実質公債費比率における財政健全化団体が最も多いが、自治体によって健全化基準を超える原因はさまざまである。ただし、すでに起債の許可や制限を受けている自治体では公債費負担適正化計画を策定しており⁽¹³⁾、また公的資金補償金免除繰り上げ償還を行う自治体では、さらに厳しい財政健全化計画が財務省より求められるため、おそらくはこれらの計画を早期健全化計画としてスライドさせ、引き続き公債費負担の抑制を図ることになると推察される。

その点では他の指標による財政健全化団体よりも財政再建の道筋は明確に見通すことができるだろう。

事実、実質公債費比率で41.6%の最高水準となった王滝村の見通しでは、2008年度決算で32.6%と大幅に低下し、2011年度には単年度ベース12.5%、3カ年平均でも2013年度決算で10.3%と急減するため、同指標に限っていえば財政再生団体転落はそれほど深刻なことではない。むしろその後の村のあり方をどのように見据えるかが課題である。

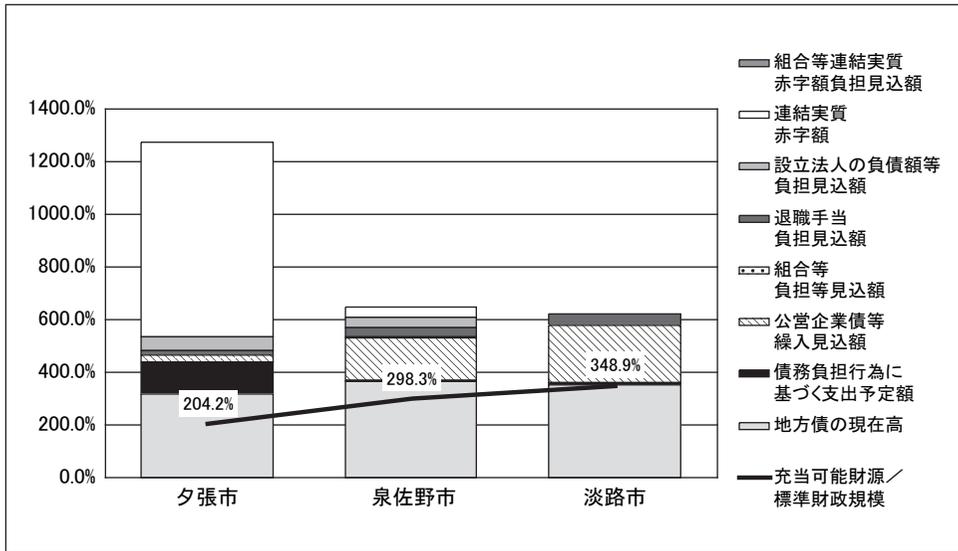
（3） 将来負担比率（図表7）

夕張市、泉佐野市、淡路市の将来負担比率の詳細を表したのが図表7である。棒グラフは標準財政規模に占める各将来負担額の比率。折れ線グラフは標準財政規模に占める充当可能財源である。

夕張市はすでにみてきたように一般会計等の累積赤字を中心とする連結実質赤字額がその大半を占めており、ついで地方債現在高、債務負担行為の支出予定額の順となっている。

これに対する充当可能財源の規模は204.2%と将来負担総額の6分の1程度に過ぎず、改めて各種債務解消に長期間を要することが裏付けられる。

図表7 将来負担の内訳および充当可能財源の割合対標準財政規模



(資料) 前掲「速報値」より作成

泉佐野市では地方債の現在高が将来負担の6割以上を占めており、関西空港からの税収を当て込んだ過去の空港周辺整備や公共施設の建設などともなう起債の累積が足かせになっている。残高はピークを過ぎて減少傾向にあるものの2007年度決算では約750億円として多くの残高を抱えている。しかも2007年度には宅地造成事業会計からの土地の買い取りが行われたことで地方債残高の増加要因となっている。

その他の将来負担では公営企業債の一般会計負担分の割合が大きく、下水道会計および病院会計の債務負担が大きいのしかかっている。

同市の場合、比率は小さいものの退職手当見込、設立法人負担額、連結実質赤字がさらに将来負担を重くしている。

退職手当見込み額については類似団体と比較した一般会計および公営企業における人口一人あたりの人件費等が高いこと。人口千人あたりの職員数が類似団体と比較して高いこと。さらにいわゆる団塊の世代退職者が比較的多いことなどがあげられる。

設立法人負担額については土地開発公社の約87億円の債務が影響している。

泉佐野市の場合、連結赤字比率が早期健全化基準を超えており、毎年度の財政のやりくりが厳しいことに加え将来負担比率でも水準が高いことから、短期および中期の債務が財政運営の足かせとなっている。ただし、充当可能財源の規模では298.3%と

将来負担の規模に比べて約半分程度となっている。

淡路市についても地方債現在高が将来負担の主な要因で、標準財政規模に占める割合としては泉佐野市につぐ高い水準となっているが、これには阪神淡路大震災の復興投資の特殊要因が含まれている。

公営企業等の公債費負担は下水道事業、水道事業、簡易水道事業など多岐にわたっており、各種インフラ施設の整備にともなう公債費の解消がもう一方での課題となっている。

ただし、充当一般財源の比率は348.9%と3市のなかで最も高くなっており、数値だけでみれば将来負担に対する返済能力は最も高い。

将来負担の指標については各会計の要因が多岐にわたり、これに時間軸が加わるため、これらを解消するためには総合的かつ中長期の財政健全化計画が必要である。10月末現在で3市のホームページで確認する限り、夕張市を除けば今回の健全化指標の結果に対応した計画は未策定の状況であり、今後の計画策定が待たれるところである。

4. 自治体財政は健全なのか

2007年度決算に基づく財政健全化指標は全市町村においてわずか2.3%に過ぎない。それでは他の自治体財政は健全といえるのだろうか。

図表8は2006年度決算の単年度の財政力指数と2007年度決算の将来負担比率との分布を全市町村についてみたものである。X Y軸は将来負担比率と財政力指数の市町村単純平均である。

財政力指数および将来負担比率が平均より高いエリアAは、将来負担が高いが、これに対する債務返済能力については交付税依存度が低くかつ留保財源が比較的豊かであることから高いという評価ができる。エリアDについては将来負担が低く財政力指数が高いことからより負担能力に余裕があるとみなせる。

これに対しエリアBは将来負担が平均より高く、かつ財政力指数が低いカテゴリであり、将来負担が平均より過重であるにもかかわらず、債務返済能力は低い最も厳しいパターンである。エリアCは将来負担は比較的低いものの、債務返済ではリスクをかかえるグループである。

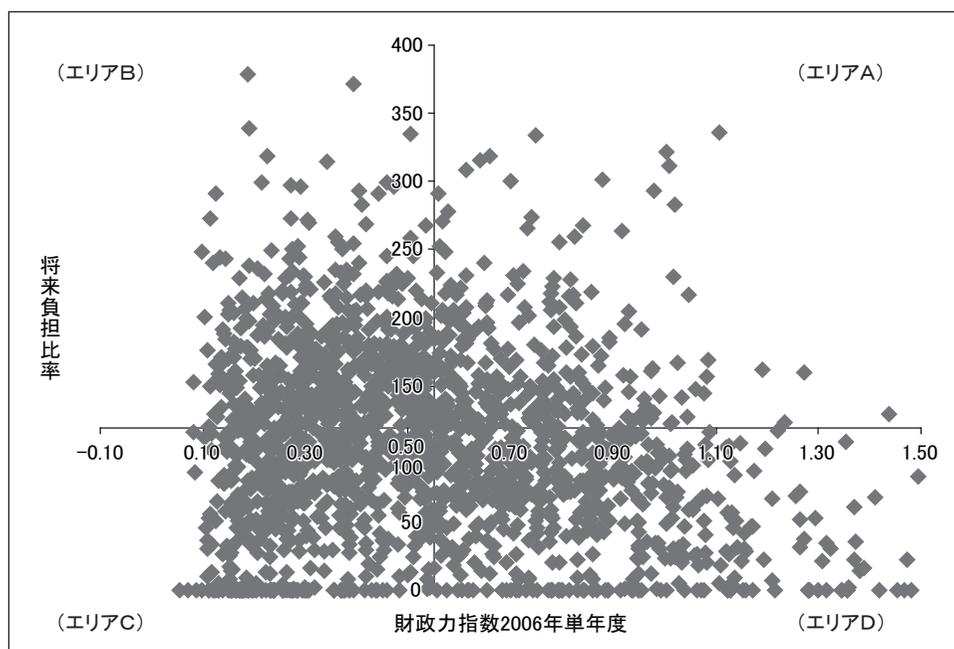
債務返済能力が相対的に低いエリアBやCには全体の約5割が分布し、このうち債務返

済が厳しいエリアBには全体の3割弱が分布しており、健全化団体以外にも将来負担に不安を抱える自治体は少なくない。「健全」といわれる自治体でも楽観視はできないのである。

実質公債費比率や将来負担比率の算定では公債費の交付税措置（基準財政需要額算入分）による控除のウエイトが高い。しかし、第2章でも述べたように、交付税措置はあくまで基準財政需要額への算入を保障するものであり、借金返済を真水（実額）で保障するものではない。特に2000年代に入り地方交付税総額に対する削減圧力がかかるなかでは、交付税依存度の高い自治体の将来負担はより高い不確性を抱えているといつてよいだろう。

同じ健全化基準を下回っている自治体といつても、必ずしも財政運営において等しく安泰ということではない。その意味では健全化指標はある程度割り引いてみるべきである。

図表8 財政力指数と将来負担比率の分布



(資料) 前掲「速報値」および「決算状況調べ」より作成

5. 結 び

9月以降、自治体のホームページや新聞各紙を通じて健全化指標の算定結果が順次公表されており、とりわけ新聞報道を中心に財政健全化基準を「クリア」したという表現が目につく。ここでいうClearとは何かの目安や基準に「接触せずに通過する」という意味になるだろうが、訳語では「額から緊張のあとをぬぐい去る」という意味もある。自治体関係者の多くは後者の感想なのではないだろうか。

いずれにしても基準をクリアすることが財政の「健全性」の証であり、この健全性というものが「堅実で危なげがないこと」（広辞苑）を意味するのであれば大いに疑問がある。

せいぜい、基準のクリアとは制度上の制約、具体的には早期健全化計画あるいは財政再生計画の策定義務、起債制限といったコントロールを回避したというに過ぎない。第3章でみたように実質公債費と財政力の状況一つをとっても、全自治体の97%以上が基準を下回ったことが「健全」であるとはとてもいえないであろう。

また、健全化法自体もその目指す方向が不明確である。

健全化法の導入は、近年、政府が推進する公会計改革を意識していることは連結指標やストック（将来負担）指標などの考え方から明らかであるが、法設計の面では既存の地方財政法に多くの根拠を置くものであり、新たな公会計概念を法律としてどこまで体现しようとしているのか見えてこない。

確かに健全化法で扱う第3セクターなどの損失補償については総務省が示す公会計モデルと連動性があるが、それでも対象とする法人の出資比率ではカテゴリーが異なり、整合性がとれているわけではない。健全化法によって公会計制度をどのような方向にどこまで求めていくのかが見えてこないのである。

その意味では、この法律の現時点での性格は、自治体に対し国が定めた関与の基準を踏まえて、財政運営を広く見直す取り組みを求めているに過ぎない、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」という法律名が「健全性」ではなく「化」（変えること）となっていることがその含意といえる。

このように健全化法は公会計改革の文脈では依然としてプロトタイプ（試作品）の域を出ていない面があるが、一般会計を基礎に連結会計やストック（将来負担）指標など、自治体財政を多角的な視点からみる新たな財政指標を法定化し、しかも財政再建の手続きをこれと一体化したという点では画期的なものである。

健全化法が導入された現在、自治体が取り組むべきことは基準をクリアすることではなく、この4つの指標を有効な財政情報の一つとして、住民、議会、行政が共有し、今後の行財政のあり方を問い直す手段として積極的に活用することである。

ところが各自治体のホームページで公表されている健全化指標の算定結果を見る限り、残念ながら実質赤字比率や連結実質赤字比率が黒字である場合にはその黒字比率が公表されている自治体は少ない。確かに健全化法で義務づけているのは赤字比率の公表であるからその必要性はないが、自治体財政の情報公開という点からいえばこちらのほうが不健全である。

本来財政の分権という見地からすれば、このような財政指標にかかわる取り組みは国の法制度を待つことなく、条例に基づき独自の指標を開発すればよいことである。健全化法の制定の遠因は自治体がこうした取り組みを怠った結果であることを関係者は留意すべきである。

(とびた ひろし (財)地方自治総合研究所研究員)

【注】

- (1) 日経新聞2008年10月1日朝刊1面。
- (2) 実質公債費比率は地方債の許可制から協議制への移行にともない2006年度(2005年度決算)より採用されたもので、従来、許可方針に基づき運用レベルの基準となっていた起債制限比率から、地方財政法においてその算定方法が法定されていたが、名称自体は法定されていなかった。
- (3) ただし、すべての財政指標が一般会計をベースとしていないわけではない。例えば従来の実質収支比率の算定では収支の算出対象として一般会計および列挙された特別会計以外のものとしている(地方財政法施行令)。
- (4) そのほか、特別会計で普通会計と公営事業会計にかかる事業を行っていた場合(例えば土地区画整理事業など)に、健全化法における一般会計等と特別会計への帰属のあり方については、一定程度自治体の判断に委ねられるといったケースもある。詳しくは総務省ホームページの健全化法Q&Aを参照されたい。
- (5) 小西砂千夫「自治体健全化法と監査の課題(上)」『地方財務』2008年6月号、136ページ参照。
- (6) 事実、実務者向けの決算統計手引きである『地方公共団体決算統計ハンドブック』(地方財政調査研究会編、ぎょうせい)では、地方財政状況調査が決算統計と健全化法の2つの系列により行われることは本来望ましいものではなく、いずれは健全化法における一般会計ベースで統一することが必要であると述べている(55ページ)。
- (7) 普通会計決算における実質収支比率は、決算統計上の算定方法として標準財政規模に臨時財政対策債を算入していないが、地方財政法第5条の4第1項の1号の実質収支赤字に基づく起債制限については、その算定方法を規定した同施行令8条の2の「標準財政規模の額」では臨

時財政対策債が含まれる。

- (8) 地方自治総合研究所の菅原は次のように指摘している。「連結実質赤字比率は、会計原則が異なる諸会計を決算期日が異なるまま、かつ連結のルールもないまま合算している。このことにどのような意味と歪みが生じるのかを検討しなければならない」（菅原敏夫「自治体財政健全化法で健全化は実現するのか」『月刊自治研』2008年3月号、34ページ）
- (9) 資本平準化債（施設設備への初期投資にともなう起債の元利償還に充当できる地方債）が加算される。
- (10) 実質公債費比率の算定は2006年度決算においても一時借入金の利子を新たに算入するなど、計算方法に変更が加えられており、厳密には連続した指標とはなっていない。
- (11) 第5号の第3セクターの算定方法については「地方公共団体の損失補償又は保証に関する債務（地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人に対するものを除く）総務大臣が定める基準に従って算定した額」とのみ規定され、詳細は「損失補償債務等評価基準（告示案）及び留意事項（案）の概要」という手続き規定に委ねられている。
- (12) ただし、経常収支比率から公債費の比率を除いて、これが低ければ低いほど、一般財源で公債費に充てる余剰財源が大きいとみなし、これによって債務返済能力の多寡をみる分析方法もあり、必ずしも既存の指標が無効だというわけではない。詳しくは参考資料としてあげられている小西砂千夫著を参照されたい。
- (13) 2005年度決算以降導入された実質公債費比率は18%を超える自治体は起債の許可団体となり、公債費負担適正化計画の策定が求められる。

【参考文献】

- 小西砂千夫『自治体財政のツボ』関西学院大学出版会、2007
- 小西砂千夫『自治体財政健全化法』学陽書房、2008
- 小西砂千夫「自治体健全化法と監査の課題（上・下）」『地方財務』2008年6・8月号
- 小西砂千夫「自治体財政健全化法導入の財政の影響とその意義」『地方財務』2008年7月号
- 地方財政アカデミー「自治体財政健全化法：健全化判断比率等の算定様式の作成にあたって」『地方財務』2008年7月号
- 菅原敏夫「自治体財政健全化法で健全化は実現するのか」『月刊自治研』2008年3月号

<資料>

平成19年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要（速報）から抜粋

1. 健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	合計
都道府県・47団体	0	0	0	0	0
政令市・17団体	0	0	0	0	0
市区・789団体	2 (1)	9 (2)	8 (1)	3	22 (4)
町村・1,004団体	0	2	25 (1)	2	29 (1)
合計・1,857団体	2 (1)	11 (2)	33 (2)	5	51 (5)

(注) 1. ()内の数値は、財政再生基準(連結実質赤字比率については、平成21年度に適用される40%)以上である団体数であり、内数である。
 2. 将来負担比率には、財政再生基準はない。
 3. 「合計」は、延べ団体数であり、早期健全化基準(財政再生基準)以上である団体の純計は、43(3)団体(市区15(2)、町村28(1))である。

2. 健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体名

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体名	2団体 (北海道) 夕張市 (大阪府) 守口市	11団体 (北海道) 夕張市、留萌市、美唄市、赤平市、積丹町 (青森県) 黒石市、大鰐町 (大阪府) 泉大津市、守口市、泉佐野市 (和歌山県) 和歌山市	33団体 (北海道) 夕張市、赤平市、三笠市、歌志内市、江差町、南幌町、浜頓別町、中頓別町、利尻町、洞爺湖町 (青森県) 黒石市、深浦町、西目屋村、田舎館村 (山形県) 新庄市 (福島県) 泉崎村、双葉町 (群馬県) 嬬恋村 (長野県) 平谷村、根羽村、泰阜村、王滝村 (兵庫県) 香美町 (鳥取県) 日野町 (島根県) 浜田市、奥出雲町、飯南町、斐川町、西ノ島町 (高知県) 安芸市 (沖縄県) 座間味村、伊平屋村、伊是名村	5団体 (北海道) 夕張市 (青森県) 鱈ヶ沢町、大鰐町 (大阪府) 泉佐野市 (兵庫県) 淡路市

(注) 財政再生基準(連結実質赤字比率については、平成21年度に適用される40%)以上である団体には、下線を付している。

(資料) 総務省 9月30日報道資料

3. 実質赤字比率が早期健全化基準以上である団体の状況

(1) 早期健全化基準以上である団体数(再掲)

	都道府県	政令市	市区	町村	合計
団体数	0/47 (1)	0/17 (0)	2/789 (14)	0/1,004 (9)	2/1,857 (24)

(注) ()内の数値は、実質赤字額がある(実質赤字比率が0%超である)団体数である。

(2) 早期健全化基準以上である団体の実質赤字比率

(単位:%)

都道府県名	市区町村名	実質赤字比率
北海道	夕張市	730.71 (15.00)
大阪府	守口市	13.57 (11.84)

(注) 1. 実質赤字比率の高い順に記載している。
2. ()内の数値は、各団体の早期健全化基準(財政規模に応じ11.25%~15%)である。
3. 夕張市の実質赤字比率は、財政再生基準(20%)以上である。

4. 連結実質赤字比率が早期健全化基準以上である団体の状況

(1) 早期健全化基準以上である団体数(再掲)

	都道府県	政令市	市区	町村	合計
団体数	0/47 (0)	0/17 (1)	9/789 (39)	2/1,004 (31)	11/1,857 (71)

(注) ()内の数値は、連結実質赤字額がある(連結実質赤字比率が0%超である)団体数である。

(2) 早期健全化基準以上である団体の連結実質赤字比率

(単位:%)

都道府県名	市区町村名	連結実質赤字比率
北海道	夕張市	739.45 (20.00)
北海道	赤平市	68.76 (20.00)
大阪府	泉佐野市	39.31 (17.44)
北海道	留萌市	36.61 (18.78)
北海道	積丹町	32.54 (20.00)
青森県	黒石市	28.90 (18.45)
青森県	大鰐町	26.45 (20.00)
北海道	美唄市	24.15 (18.49)
大阪府	守口市	23.18 (16.84)
大阪府	泉大津市	18.58 (17.73)
和歌山県	和歌山市	17.60 (16.25)

(注) 1. 連結実質赤字比率の高い順に記載している。
2. ()内の数値は、各団体の早期健全化基準(財政規模に応じ16.25%~20%)である。
3. 夕張市及び赤平市の連結実質赤字比率は、財政再生基準(平成21年度に適用される40%)以上である。

5. 実質公債費比率が早期健全化基準以上である団体の状況

(1) 早期健全化基準以上である団体数(再掲)

	都道府県	政令市	市区	町村	合計
団体数	0/47	0/17	8/789	25/1,004	33/1,857

(2) 早期健全化基準以上である団体の実質公債費比率

(単位:%)

都道府県名	市区町村名	実質公債費比率
長野県	王滝村	41.6
北海道	夕張市	39.6
北海道	歌志内市	31.5
鳥取県	日野町	31.0
北海道	浜頓別町	30.4
福島県	双葉町	30.1
沖縄県	伊平屋村	30.0
北海道	洞爺湖町	29.9
北海道	中頓別町	28.8
沖縄県	座間味村	28.5
群馬県	嬭恋村	28.3
高知県	安芸市	28.1
北海道	利尻町	27.7
北海道	江差町	27.6
北海道	赤平市	27.5
兵庫県	香美町	27.4
山形県	新庄市	27.3
青森県	西目屋村	26.8
長野県	平谷村	26.6
福島県	泉崎村	26.3
青森県	田舎館村	26.1
島根県	斐川町	26.1
長野県	泰阜村	26.0
沖縄県	伊是名村	26.0
島根県	西ノ島町	25.8
長野県	根羽村	25.7
島根県	飯南町	25.5
青森県	深浦町	25.4
北海道	南幌町	25.3
北海道	三笠市	25.1
青森県	黒石市	25.1
島根県	浜田市	25.1
島根県	奥出雲町	25.1

- (注) 1. 実質公債費比率の高い順に記載している。
 2. 実質公債費比率の早期健全化基準は、25%である。
 3. 王滝村及び夕張市の実質公債費比率は、財政再生基準(35%)以上である。

6. 将来負担比率が早期健全化基準以上である団体の状況

(1) 早期健全化基準以上である団体数(再掲)

	都道府県	政令市	市区	町村	合計
団体数	0/47	0/17	3/789	2/1,004	5/1,857

(2) 早期健全化基準以上である団体の将来負担比率

(単位:%)

都道府県名	市区町村名	将来負担比率
北海道	夕張市	1237.6
青森県	大鰐町	409.4
大阪府	泉佐野市	405.7
青森県	鱒ヶ沢町	378.7
兵庫県	淡路市	371.0

(注) 1. 将来負担比率の高い順に記載している。

2. 将来負担比率の早期健全化基準は、都道府県・政令市が400%であり、市区町村が350%である。

7. 資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数

	都道府県	政令市	市区町村	一部事務組合等	合計
水道事業	0 / 26	0 / 17	3 / 1,263	0 / 100	3 / 1,406
簡易水道事業	0 / 3	0 / 6	6 / 925	0 / 3	6 / 937
工業用水道事業	0 / 39	0 / 7	0 / 96	0 / 8	0 / 150
交通事業	0 / 3	4 / 20	13 / 70	0 / 4	17 / 97
電気事業	0 / 30	0 / 4	1 / 27	0 / 3	1 / 64
ガス事業	0 / 0	0 / 1	0 / 33	0 / 1	0 / 35
港湾整備事業	0 / 29	0 / 4	0 / 36	0 / 4	0 / 73
病院事業	0 / 48	1 / 17	50 / 520	2 / 83	53 / 668
市場事業	0 / 8	1 / 17	7 / 142	1 / 11	9 / 178
と畜場事業	0 / 3	0 / 6	3 / 44	0 / 10	3 / 63
宅地造成事業	0 / 54	0 / 25	24 / 446	3 / 9	27 / 534
下水道事業	0 / 44	0 / 27	13 / 2,648	0 / 21	13 / 2,740
観光施設事業	0 / 6	0 / 6	22 / 336	0 / 2	22 / 350
その他事業	0 / 19	0 / 1	2 / 85	0 / 41	2 / 146
合計	0 / 312	6 / 158	144 / 6,671	6 / 300	156 / 7,441

(注)分母は事業種類別の公営企業会計数である。

8. 資金不足比率が経営健全化基準以上である団体名・公営企業会計名

	団体名・公営企業会計名
水道事業	3 公営企業会計 (北海道) 赤平市 水道事業会計、釧路町 水道事業 (静岡県) 熱海市 水道事業特別会計
簡易水道事業	6 公営企業会計 (青森県) 今別町 今別地区簡易水道事業特別会計 (島根県) 西ノ島町 簡易水道事業特別会計 (鹿児島県) 屋久島町 簡易水道事業会計、瀬戸内町 簡易水道事業会計 (沖縄県) 座間味村 簡易水道事業特別会計、伊平屋村 水道事業特別会計
工業用水道	0 公営企業会計
交通事業	17 公営企業会計 (北海道) 苫小牧市 自動車運送事業 (青森県) 青森市 自動車運送事業会計、八戸市 八戸市自動車運送事業会計 (愛知県) 名古屋市 自動車運送事業会計 (三重県) 鳥羽市 定期航路事業特別会計 * (京都府) 京都市 京都市自動車運送事業特別会計、京都市 京都市高速鉄道事業特別会計 (大阪府) 大阪市 自動車運送事業会計 (島根県) 松江市 自動車運送事業会計 (広島県) 呉市 交通事業 (佐賀県) 佐賀市 自動車運送事業会計 (熊本県) 熊本市 交通事業会計 (鹿児島県) 三島村 船舶交通事業会計、十島村 船舶交通特別会計、屋久島町 船舶事業会計、瀬戸内町 船舶交通事業会計 (沖縄県) 伊是名村 船舶運航事業特別会計
電気事業	1 公営企業会計 (島根県) 出雲市 風力発電事業特別会計
ガス事業	0 公営企業会計
港湾整備事業	0 公営企業会計
病院事業	53 公営企業会計 (北海道) 函館市 病院事業会計、小樽市 病院事業会計、留萌市 病院事業会計、苫小牧市 市立病院事業、美唄市 病院事業会計、赤平市 病院事業会計、士別市 病院事業会計、三笠市 市立三笠総合病院事業会計、根室市 市立根室病院事業会計、深川市 病院事業会計、松前町 病院事業会計、森町 森町国民健康保険病院事業会計、由仁町 病院事業会計、白老町 国民健康保険病院事業会計、平取町 国民健康保険病院特別会計、羅臼町 国民健康保険病院事業会計 (青森県) 黒石市 病院事業会計、十和田市 病院事業会計、大鰐町 病院事業会計、板柳町 国民健康保険板柳中央病院事業会計、鶴田町 病院事業会計 *、三戸町 病院事業特別会計、公立金木病院組合 病院事業会計 *、一部事務組合下北医療センター 病院事業会計 (岩手県) 奥州市 総合水沢病院事業会計 (宮城県) 石巻市 病院事業会計、塩竈市 市立病院事業会計 (秋田県) 男鹿市 男鹿みなと市民病院事業会計 (山形県) 高島町 公立高島病院事業特別会計 (神奈川県) 三浦市 病院事業会計 (石川県) 穴水町 病院事業会計 (愛知県) 常滑市 常滑市民病院事業会計 (京都府) 舞鶴市 病院事業会計、京丹後市 病院事業会計 (大阪府) 大阪市 市民病院事業会計、泉大津市 市立病院事業会計、泉佐野市 泉佐野市病院事業会計、松原市 病院事業特別会計、和泉市 病院事業会計、柏原市 市立柏原病院事業会計、阪南市 病院事業会計 (兵庫県) 西宮市 中央病院事業会計、高砂市 病院事業会計、香美町 公立香住総合病院事業企業会計 (和歌山県) 海南市 病院事業会計、有田市 病院事業会計 (鳥取県) 智頭町 国民健康保険病院事業会計 (徳島県) 徳島市 徳島市病院事業会計 (高知県) 大月町 病院事業会計

	団体名・公営企業会計名
	(福岡県) 川崎町 病院事業会計 (長崎県) 大村市 大村市立病院事業会計、松浦市 病院事業会計 (熊本県) 荒尾市 荒尾市病院事業会計
市場事業	9 公営企業会計 (北海道) 室蘭市 中央卸売市場事業会計、釧路市 釧路市公設地方卸売市場事業会計 (宮城県) 塩竈市 魚市場事業特別会計 (京都府) 福知山市 公設地方卸売市場事業特別会計 (大阪府) 大阪市 中央卸売市場事業会計 (兵庫県) 伊丹市 公設地方卸売市場事業特別会計 (和歌山県) 新宮周辺広域市町村圏事務組合 市場事業特別会計 (山口県) 岩国市 市場事業特別会計、周南市 地方卸売市場事業特別会計
と畜場事業	3 公営企業会計 (和歌山県) 和歌山市 食肉処理場事業特別会計 (徳島県) 徳島市 徳島市立食肉センター事業特別会計 (高知県) 四万十市 と畜場会計
宅地造成事業	27 公営企業会計 (北海道) 室蘭市 港湾整備事業会計、岩見沢市 企業用地造成費、網走市 能取漁港整備特別会計、岩内町 臨海部土地造成事業特別会計、白老町 工業団地造成事業会計 (青森県) むつ市 用地造成事業会計、青森県新産業都市建設事業団 金矢工業用地造成事業、青森県新産業都市建設事業団 桔梗野工業用地造成事業、青森県新産業都市建設事業団 百石住宅用地造成事業 (岩手県) 北上市 工業団地事業、北上市 宅地造成事業、久慈市 工業団地造成事業特別会計 * (秋田県) 北秋田市 宅地造成事業特別会計 (新潟県) 新発田市 西部工業団地造成事業特別会計 (京都府) 福知山市 福知山駅周辺土地区画整理事業特別会計、福知山市 福知山駅南土地区画整理事業特別会計、与謝野町 宅地造成事業特別会計 (大阪府) 泉佐野市 泉佐野市宅地造成事業会計、岬町 住宅用地造成事業特別会計 (奈良県) 奈良市 宅地造成事業費特別会計 (和歌山県) 田辺市 分譲宅地造成事業特別会計 (鳥取県) 米子市 流通業務団地整備事業特別会計 (香川県) 坂出市 坂出港港湾整備事業特別会計、坂出市 土地区画整理事業特別会計、観音寺市 産業団地造成事業、さぬき市 内陸土地造成事業特別会計 (愛媛県) 四国中央市 金子地区臨海土地造成事業特別会計
下水道事業	13 公営企業会計 (北海道) 夕張市 公共下水道事業会計、留萌市 下水道事業特別会計、白老町 公共下水道事業会計 (青森県) 黒石市 下水道事業会計、田舎館村 田舎館村下水道事業会計、田舎館村 田舎館村農業集落排水事業会計 (岩手県) 北上市 下水道事業 (秋田県) 三種町 三種町公共下水道事業特別会計 (和歌山県) 和歌山市 下水道事業特別会計、白浜町 下水道事業特別会計 (島根県) 松江市 集落排水事業特別会計 (山口県) 柳井市 公共下水道事業特別会計 (沖縄県) 宮古島市 農漁業集落排水事業特別会計
観光施設事業	22 公営企業会計 (北海道) 函館市 温泉事業会計 (青森県) 弘前市 岩木観光施設事業特別会計、黒石市 温泉供給事業特別会計、黒石市 観光施設事業特別会計、大鰐町 休養施設事業特別会計、大鰐町 温泉事業特別会計 (群馬県) 嬬恋村 スキー場事業会計 (富山県) 富山市 富山市国民宿舎事業会計 (石川県) 輪島市 国民宿舎事業会計 *、白山市 観光事業特別会計、穴水町 国民保養センター特別会計 (長野県) 松本市 上高地観光施設事業会計 (静岡県) 熱海市 温泉事業特別会計

	団体名・公営企業会計名
	(奈良県) 奈良市 針テラス事業特別会計、宇陀市 保養センター事業特別会計 (和歌山県) 串本町 国民宿舎事業会計 (岡山県) 美咲町 美咲町野外趣味活動施設事業特別会計 (山口県) 美祢市 観光事業特別会計 (高知県) 高知市 国民宿舎運営事業特別会計 (大分県) 大分市 国立公園高崎山自然動物園事業特別会計 * (沖縄県) 糸満市 糸満漁港ふれあい公園事業特別会計、宮古島市 パブリックゴルフ事業特別会計
その他事業	2 公営企業会計 (北海道) 釧路市 釧路市設魚揚場事業会計 (滋賀県) 大津市 介護老人保健施設事業会計

(注) 1. 資金不足比率を既に議会に報告し、公表している団体には、団体名・公営企業会計名の横に「*」を付している。

2. 資金不足比率の経営健全化基準は、20%である。